

本 PDF は下記ページに掲載されています。

<https://www.titech.ac.jp/enrolled/health/coronavirus.html>

新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針（5/25 版）〈抜粋〉

～ 緊急事態宣言解除に伴う出口戦略 ～

学生の皆様、保護者の皆様にお願

～ 安心して修学できる環境を実現するために ～

新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長

学長 益 一哉

本対応方針に示す各レベル間の移行時期は、望ましい教育環境を維持し、学生の当初想定された期間での修了を担保するための観点から想定したものです。これらの移行時期は、国内外の感染拡大状況と自治体の要請・指示等によって判断されるため、大学として予め想定しておくことはできません。しかし、教職員と学生の皆さんの適切な認識と行動、ならびに社会の皆様のご協力によって感染拡大が抑制されれば、これに沿った形で対応レベルを移行させていくことが可能となると考えています。

学生の皆様、社会の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を継続するため、「新しい生活様式」の実践等を通して、引き続きご協力下さいますよう、お願い申し上げます。

【1】本学の基本方針：

- ① 全ての教職員・学生が、新型コロナウイルス感染症発生以前とは求められる社会規範が異なることを理解し、それぞれができる範囲で、それに合致した行動を徹底する。
- ② 本学は、学生と教職員の生命と健康を守りつつ、大学として必要なアウトカムの達成に向けて努力する。
- ③ 学生の環境や経済状況によらず、当初想定された期間での修了をできる限り担保する。
- ④ 研究活動についても、学生や教職員、他者の健康と感染拡大防止に最大限配慮して実施する。

【2】各レベルの対応方針の骨子とクライテリア

国内外の感染拡大状況に応じて本学のとり対応を適時かつ適切に変化させていくため、5段階（6段階）のレベルを設定する。各レベルにおける対応方針の骨子と当該レベルの対応をとる判断のためのクライテリア、本学が期待する移行時期は、3ページの表※の通りである。

※ <レベル4>：大学閉鎖、全ての学事歴の停止 は省略してある。

対応水準は緩和の方向（レベルの数値が低下する方向）に変更される場合も、強化の方向（数値が上昇する方向）に変更される場合もある。対応が強化される場合に備えて、常に準備をしておく。

- 対応レベルの移行、特に緩和の方向の移行は、それを実現するために必要な環境等の整備に時

間を要することから、表中の参考指標等が変更された直後には行わない。

- <レベル 2.5+> 以下の対応水準では、「新しい生活様式」の実践、相応しい研究室等の環境整備、個々人の健康管理が徹底されることを前提としている。感染症の拡大が収まり<レベル 1>の対応水準となったとしても、大学における教育・研究・業務運営状態は新型コロナウイルス感染症発生以前と同じではないことを認識しておく。
- 「本学が期待する移行時期」は本学の学事暦等から移行が望まれる時期であり、実際の時期は感染拡大状況等に基づき決定する。3 ページの表に記された時期と異なる結果となる場合があり得ることを理解いただきたい。

<参考：東京都の休業要請の緩和措置のステップイメージ>

休業要請の緩和措置のステップイメージ	
ステップ 0	● 現行の外出自粛の要請、施設使用停止の要請、イベント開催自粛の要請
ステップ 1	● 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和 (例) 博物館、美術館、図書館
ステップ 2	● クラスター歴がなく、3 密になりにくい施設を緩和 (例) ・劇場等 → 入場制限や座席間隔の確保 ・飲食店 → 営業時間短縮の一部緩和
ステップ 3	● クラスター歴があるか、又は高リスクの施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を開放

各レベルの対応方針の骨子とクライテリア

本学の対応レベル	<レベル 3>	<レベル 2.5+>	<レベル 2.5->	<レベル 2>	<レベル 1>
期待される時期※1	～5月31日まで	6月1日～第1Q終了	第2Q開始から7月下旬	8月上旬～第3Q開始前	第3Q開始以降
参考指標等 ➤ これらを参考に、学内の準備状況等を勘案して決定する	東京都・神奈川県に緊急事態宣言が発令されている間	東京都・神奈川県の緊急事態宣言が解除され、東京都の休業要請緩和ステップがステップ1である間	東京都の休業要請緩和ステップがステップ2である間	東京都の休業要請緩和ステップがステップ3である間	東京都の休業要請緩和ステップのステップ3が十分長い期間※2維持されている間
要 件		● 「新しい生活様式」の実践 ● 相応しい研究室等の環境 ● 個々人の健康管理 } の徹底 クラスタ発生歴がないこと（※クラスタ発生歴があると緩和対象施設にならないことに注意）			
対応内容の骨子(学生)	➤ 授業はオンラインとし、学生の登校禁止。	➤ 授業はオンラインとし、B1～B3、M1学生の登校は禁止。 ➤ B4、M2、博士学生の研究を50%程度の登校率で実施。 ➤ 登校の可否については、個々の意向に配慮する。	<レベル 2.5+>に加えて、 ➤ M1学生の研究を50%程度の登校率で実施することを認める。	➤ 第2Q終了までは、全ての講義はオンラインで受講。 ➤ 第2Q終了以降、一部科目（実験・実習科目、グループワーク等）を登校して受講する形態で開講。 ➤ 研究室所属学生は80%程度の登校率で研究を実施。 ➤ 登校して受講する必要がある科目等の受講については登校を求める。	➤ 全ての科目において登校しての授業出席を求める。 ➤ 教育上望ましい場合には、オンライン授業を併用することも認める。 ➤ 研究室所属学生は登校して研究を実施。
対応内容の骨子(教員・事務職員・技術職員等)	➤ 教職員は原則在宅勤務（一部の必要な職員は出勤） ➤ 出勤の可否については、個々の意向に配慮する。	➤ 出勤しての教員等の教育研究活動、務職員・技術職員の業務を順次再開。 ➤ 在宅でできる活動・業務は在宅で実施。 ➤ 出勤して業務に当たる者の理解を求める。	<レベル 2.5+>に加えて、 ➤ ローテーションによる業務の範囲を拡大。 ➤ 業務上必要な者は出勤して勤務にあたることを求める。	<レベル 2.5->に加えて、 ➤ ローテーションの出勤率を向上させ、遂行する業務を拡充。	➤ 業務を全て再開。 ➤ 教職員は出勤して業務することを原則とする。

※1 「期待される時期」は本学の学事暦等から移行が望まれる時期であり、実際の移行時期は感染拡大状況等により決定される。ここに記された時期と異なる場合があり得ることを理解しておくこと。

※2 「十分長い期間」とは、例えば感染リスクが高いといわれる2週間を2クール程度（一月程度）見込んだ期間を想定する。

- 渡日していない外国人留学生の履修については個別に対応する。